

第 4 日

1. 平成25年6月20日午前10時00分招集
2. 平成25年6月20日午前10時00分開議
3. 平成25年6月20日午後0時14分閉会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 和水町役場議場
6. 本日の応招議員は次のとおりである。(14名)

1番 蒲池 恭一	2番 豊後 力	3番 中村 一博
4番 古閑 修一	5番 荒木 政士	6番 松村 慶次
7番 小山 暁	8番 高巢 泰廣	9番 荒木 拓馬
10番 杉本 和彰	11番 杉村 幸敏	12番 笹渕 賢吾
13番 庄山 忠文	14番 多賀 勝丸	
7. 本日の不応招議員は次のとおりである。(0名)

なし
8. 本日の出席議員は応招議員と同じである。
9. 本日の欠席議員は不応招議員と同じである。
10. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長	笠 輝博	書記	前田 聡子
------	------	----	-------
11. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

町長	坂 梨豊昭	副町長	井上 國雄
教育長	井上 忠勝	総務課長	今村 裕司
総合支所長 兼住民課長	徳永 壽	会計管理者	徳永 宣久
企画課長	山下 仁	建設課長	杉本 章一
経済課長	坂本 政明	税務住民課長	豊後 正弘
健康福祉課長	堤 一徳	学校教育課長	坂本 誠司
社会教育課長	有 富孝一	町立病院事務長	池田 宝生
特別養護老人 ホーム施設長	石原 恵一	事業課長	松尾 憲成
福祉課長	高木 洋一郎		

12. 議事日程

日程第1 承認第4号 専決処分の承認について

(平成24年和水町後期高齢者医療事業会計補正予算(第2号))

日程第2 承認第5号 専決処分の承認について

(和水町税条例の一部を改正する条例)

日程第3 承認第6号 専決処分の承認について

(和水町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

日程第4 議案第49号 和水町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

日程第5 議案第50号 和水町職員の給与の臨時特例に関する条例の制定について

日程第6 議案第51号 平成25年度和水町一般会計補正予算(第2号)

日程第7 議案第52号 平成25年度和水町国民健康保険事業会計補正予算(第1号)

日程第8 議案第53号 平成25年度和水町簡易水道事業会計補正予算(第1号)

日程第9 議案第54号 和水町過疎地域自立促進計画の変更について

日程第10 同意第5号 人権擁護委員候補者の推薦について

日程第11 同意第6号 人権擁護委員候補者の推薦について

日程第12 報告第1号 平成24年度和水町一般会計繰越明許費繰越計算書について

日程第13 報告第2号 平成24年度和水町一般会計継続費繰越計算書について

日程第14 報告第3号 平成24年度株式会社ロマン館の決算報告について

日程第15 報告第4号 平成24年度株式会社肥後元気村の決算報告について

日程第16 陳情等の常任委員長報告について

日程第17 閉会中の継続審査について(建設経済常任委員会)

日程第18 議員派遣について

日程第19 閉会中の継続審査について(議会運営委員会)

開議 午前10時00分

○議長(多賀勝丸君) 起立願います。おはようございます。

着席ください。

11番杉村議員から、急用のため遅れるとの連絡がありました。ただいま出席議員は13名であります。定数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日は、上程された議案に対する審議・採決となっております。

日程第1 承認第4号 専決処分の承認について

(平成24年和水町後期高齢者医療事業会計補正予算(第2号))

○議長(多賀勝丸君) 日程第1、承認第4号「専決処分の承認について(平成24年和水町後期高齢者医療事業会計補正予算(第2号))」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

7番 小山 暁君

○7番(小山 暁君) せっかくの機会ですので、後期高齢者医療事業のことについて1、2お尋ねいたします。

今回、県の後期高齢者の広域分野の平成24年度の最終負担金として272万円が専決されており

ますが、平成24年度の平均被保険者数は全部で何人になるのか伺いたいと思います。

それから、関連しておりますが、後期高齢者は年々増加傾向の一途をたどっておりますけれども、平成24年度の後期高齢者の町の支援金ですね、この町の支援金は総額幾らになっているのか伺います。

それから、その増減率ですけれども、大体年間どのくらいのペースで伸びているのか合わせてお尋ねをいたします。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

税務住民課長 豊後正弘君

○税務住民課長（豊後正弘君） ただいまの質問にお答えいたします。

和水町の後期高齢者、平成24年度が2,607人、それから、これは平成25年度の見込み数ですけれども、2,583名、若干24年度と25年度、若干少なくなっておりますけれども、和水町の65歳以上が35%超えております。75歳以上もそれなりの上昇をしていると思っております。以上です。

○議長（多賀勝丸君） 支援金はどれくらい。

税務住民課長 豊後正弘君

○税務住民課長（豊後正弘君） ちょっと資料のほうを持ってきておりませんので、後でお答えしたいと思います。

○議長（多賀勝丸君）

7番 小山 暁君

○7番（小山 暁君） 今の課長の答弁では、平成24年度が2,607人、23人が2,554とおっしゃったですかね。あ、25年度が2,583ですかね。ということは、25年度は若干減つとるわけですね、それは間違いありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

はい、それじゃ結構です。

○議長（多賀勝丸君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

承認第4号について、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（多賀勝丸君） 起立全員です。したがって、承認第4号は承認することに決定いたしました。

日程第2 承認第5号 専決処分の承認について

(和水町税条例の一部を改正する条例)

○議長(多賀勝丸君) 日程第2、承認第5号「専決処分の承認について(和水町税条例の一部を改正する条例)」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。
ありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(多賀勝丸君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(多賀勝丸君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

承認第5号について、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(多賀勝丸君) 起立全員です。したがって、承認第5号は承認することに決定いたしました。

日程第3 承認第6号 専決処分の承認について

(和水町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

○議長(多賀勝丸君) 日程第3、承認第6号「専決処分の承認について(和水町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(多賀勝丸君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(多賀勝丸君) 討論なしと認めます。これで討論終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

承認第6号について、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(多賀勝丸君) 起立全員です。したがって、承認第6号は承認することに決定いたしました。

日程第4 議案第49号 和水町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

○議長(多賀勝丸君) 日程第4、議案第49号「和水町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(多賀勝丸君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(多賀勝丸君) 討論なしと認めます。これで討論終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第49号について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(多賀勝丸君) 起立全員です。したがって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第50号 和水町職員の給与の臨時特例に関する条例の制定について

○議長(多賀勝丸君) 日程第5、議案第50号「和水町職員の給与の臨時特例に関する条例の制定について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

12番 笹淵賢吾君

○12番(笹淵賢吾君) この提案は、国家公務員の給与減額支給措置を踏まえての和水町職員等の給与の減額措置を講じるものということで提案が行われております。これは、全県的にどういうふうな減額が提案されて可決をされているかどうか、そこらへんを把握されていれば伺いたいというのが一つと、それから、1ページですね、1ページの第2条の表がありますが、この表に行政職給料表とか1、2、あと医療職の給料表1、2、3というふうになってますが、これ、職務の級の中で、1級、2級ということで、ずっと我々も含めて100分の1.6、100分の3.2ということで減額をするというふうな提案だと思いますが、この職務の級の1級、2級以上という所で、高卒とか短大とかの大学卒という、そういった違いはあるかと思いますが、1級、2級の年齢がこの何人ぐらいいるのかということ、年齢は大体およそでいいですから、何歳ぐらいまでこの1級、2級に含まれるというふうになってこういう計算になっているのかというのが、議案の説明の中で、総額2,100万円ですかね、減額をするというふうになってますので、具体的に計算されているかと思しますので質問したいと思います。

○議長(多賀勝丸君)

総務課長 今村裕司君

○総務課長(今村裕司君) 県内の状況についてお知らせしたいと思います。県内の状況、県の情報等により、指導等により、6月の14日現在の状況でございますけど、県内45市町村ございまして、逆にちょっと給料の減額をしない市町村が、市はゼロです。町村の場合、8市町村ございます。給与の減額をしてない町村ですね。市町村の場合、8市町村ございます。

それから、期末勤勉手当についてですけど、期末勤勉手当の減額状況は、実施する所ですけど、市が5市、町村が3町が期末勤勉手当の減額を実施する所です。

次に、管理職手当、当町もする予定としてますけど、管理職手当の減額を実施する所は、市は

12市、町村は6町村になってます。また、特別職の給料の減額を実施する市町村ですけど、市が11市、町村が13町村となっております。

それから、1級、2級の年齢ですけど、ちょっと年齢的にはなかなか幾つの人が1級、幾つの人が2級ということでございませぬので、経験年数等により1級から2級に、年数です、勤務年数で1級から2級に移られる方もおりますので、年齢が1級が幾つの人という構成じゃありませんので、人数、級別の人数等をお知らせいたします。

まず、行政職1ですけど、現在1級の者が19名おります。それから、行政職2の1級の人数が9名。次に、医療職1のほうは1級はおりませぬ。医療職2の1級が1人です。それから、医療職3の1級が3名おります。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

12番 笹淵賢吾君

○12番（笹淵賢吾君） 県内でも今回の国家公務員の引下げと、給与引下げということに関連しての引下げはしないという所も町村では八つあるということですが、そういった行政職・医療職の分野でのこういった人数ということで答弁がありました。私はそもそも、この給与の引下げというのが今の社会情勢の中で妥当なのかどうかというのを非常に感じるわけです。それは、今、デフレそして経済が行き詰まっている中で、安倍政権が昨年12月に発足をいたしました。しかし、株価は上がって、しかし乱高下ということで下がってきておりますが、この株価が上がるということで、大儲けをしているのは外資系の投資者ということで、国民の側にはほとんど一般的には所得が増えないという状況になっております。そういった中で、こういった国家公務員の賃金の引下げ、あるいは、地方自治体での引下げというふうに連結してきますと、なおさら経済が立ち行かなくなってくるというふうに思いますし、そういう面では、この給与引下げによって、逆に労働者の賃金も民間も引き下がってくる可能性もあると。

今、本当にデフレ現象を挽回する、経済を活性化させていくということでは、逆に国民の所得を、労働者の所得を増やしていく、そして、消費を伸ばすということが、本当に今大事な時だと私は思います。そういった面で、逆の効果が出てくるんじゃないかなというふうに思いますので、こういう点について町長はどういうふうに考えられておるかお聞きをしたいと思います。

○議長（多賀勝丸君）

町長 坂梨豊昭君

○町長（坂梨豊昭君） 今の笹淵議員さんおっしゃることに関しては理解をいたすわけですが、今回、こうした手法に関しては、いささか抵抗を感じますけども、趣旨が東日本震災の復旧・復興、そうしたことが言われておりますので、そのことに関しては理解をいたすところでございます。よって、そうしたことで、交付税そうしたことが強制的に減額されるわけですので、それを町民の方に対するインフラ、そういう歳出低下になることは許せませぬので、国が求めている国家公務員も引き下げ、よって、地方公務員においてもそのことを理解を求めていますので、今回、このことに関しては、それ相当の金額を補う、そういう意味で職員もそういう復興に関する、復旧に関する支え合い、そういう支援の気持ちで職員も理解をいたしてくれ

るものと理解をいたしております。

○議長（多賀勝丸君）

12番 笹淵賢吾君

○12番（笹淵賢吾君） やっぱり町のほうでも、定住促進ということも計画としてやっています。しかしその、例えば職員の給与を引き下げるといふふうになれば、町内で家を建てて、それで返済に充てていくということにもなってくるわけですから、そういう面でも、定住促進にもそぐわないというふうにもなってくるかと思うんですね。

町長今言われました東日本大震災の復興資金としてというふうなことでの給与削減と言いますけれども、国会の中でも議論されてますように、この復興資金が実際被災者のほうに回っていかないという声が現地でも起こっていますし、国会でも議論されてます。やっぱり、今、国民にとっても大事なことは何かというと、当然、復興資金というのは必要ですけども、そうではなくて、国民全体で支援していくと。経済活性化を進めるためには、所得の向上と。これはやっぱり私は一番大事だと思います。

今、大企業ばかりが儲けてるということで批判があって、安倍首相もそういう批判があるけれども、後では国民にそのお金は回ってくるから、所得は向上するからということも言ってますけれども、実際としてはそうならないというふうに私は思います。

ですから、こういった引下げではなくて、せめて現状維持ということで引下げは行わないということが、私は大事だと思います。そういう面から、この議案には反対することを表明しておきたいと思います。

○議長（多賀勝丸君） 答弁いいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

いいですか。はい。ほかに質疑ありませんか。

8番 高巢泰廣君

○8番（高巢泰廣君） 8番です。ただいま県下の45市町村の取り組み状況が、町村においては8町が取り組まないというようなことですけども、若干、県下の市町村においても取り組みに差があるかなというふうに感じたところです。

ですから、先ほどの質問に関連しますけれども、玉名地域におけるこの市町の取り組み状況はどんなふうになっておるか、このへんについてお伺いをいたします。

それから、二つ目に、交付税の減額が総額どの程度になってどういう影響が出てくるのか、そのへんの数値等が出ておりますならばお知らせいただきたいと思います。合わせて、給料の減額で100%補填できるのか、このへんについてお伺いをいたします。

○議長（多賀勝丸君）

総務課長 今村裕司君

○総務課長（今村裕司君） 高巢議員さんの御質問にお答えします。

玉名地区の状況を申します。まず、玉名市ですけど、玉名市は職員のほうは1級から2級、3級から6級、7級と、それぞれ率も言った方がいいですか、何パーセントぐらいということとは。

玉名市は1級から2級の職員が3.77%削減されます。それから、3級から6級の職員が6.77、そして、7級以上が8.77ということで、それから、玉名市の場合、管理職手当は10%削減です。特別職については、減額はないです。

それから、荒尾市の場合ですけど、荒尾市は職員の給料の減額は一律5%。それから、期末勤勉手当に対して2.8%の削減です。それから、管理職手当は10%削減です。それから、三役については、若干、現在ちょっと減額しているものに若干上乘せしてまた減額するという事になっています。

それから、次に玉東町ですけど、玉東町の場合は、職員の場合、1級から2級の職員を2.56%削減です。3級以上を4.1%削減となっています。それから、管理職手当は削減しないということです。それから、三役の給料も削減しないという状況です。

次に、南関町を申し上げます。南関町の場合は、職員は一律0.1%の削減ということで、それから、期末勤勉手当はなしということと、管理職手当もなしですね、減額なし。それから、三役も実施しないということです。

それから、長洲町を申し上げます。長洲町は、職員の場合、3級以上を1.7%削減ということです。それから、期末勤勉手当もしない、管理職手当も減額しないということで、それと三役のほうも削減しないという状況です。一応、6月の14日時点で、県の人事課が把握している状況です。

それから、交付税の減額ですけど、給与の減額をした段階で、現在のところ2,700万程度交付税が減額されるのではないかと試算はしています。はっきりした金額はわかりませんが、現在のところ、2,700万程度は減額されるんじゃないかと試算しています。

それから、交付税が2,700万減額されて、現在のここで給与の減額を予定しています金額は2,100万程度でございますので、交付税の減額までは給与の減額はできないという状況でございます。

影響等については、まだちょっとはっきり今のところわかっておりません。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

8番 高巢泰廣君

○8番（高巢泰廣君） 今、玉名地域の取り組み状況についてお伺いしましたけれども、それそれ各町村でかなり差があるなというのが実感でございます。非常に一律で対応されている所もあるかと思えば、階級ごとに細かく取り組んでおられると。さらには管理職手当等の減額は全くなし。三役の減額もゼロというような町村、結構多いようでございます。

そういった中で、我が町はこの表から見ますと、1級は1.6%、2級以上は3.2%と幅をもたせた形での対応という、一律でもよかったんじゃないかなと思いますけれども、なんかこのへんは意味があるのかなというふうに思います。ありましたらお聞かせ願いたいと思います。

さらには、今回の措置、復興財源に充てるということで、積極的に町村が手を挙げてやるということじゃなくて、総務省から強制的に割当てというような形での対応でございますので、非常に抵抗もあるというふうに思うところです。

そういった中で、今回、和 water としてはこれに取り組んでいくということ、東日本大震災が起きまして、即、直ちに我が町は一人1,000円、総額1,200万円の見舞金を送り、さらには職員も延べ何人になるかわかりませんが、多くの職員を現地に派遣し、復興支援に協力していると、今回、3度目ということではございませんけれども、今回も先ほど質問にありましたように、円安で非常に厳しい状況下で、職員の皆さん方にとっては、大変所得減につながるわけでございますので、大変厳しい中での対応ということで、影響もそれぞれあろうかと思えます。

そうした中で今回取り組まれるということは、特にこの管理職の方々、5%というようなどころあたりは積極的に範を示されての対応かなという思いもしますけれども、今後、厳しい結果でございますが、行政サービスが低下することのないように、しっかりした対応をとっていただきたいと思えます。

何か町長、ありますならばお聞かせください。

○議長（多賀勝丸君）

総務課長 今村裕司君

○総務課長（今村裕司君） 先ほどから申し上げてますように、各市町村によって若干ですとか、減額率等状況は違いますけど、一応、ラスパイレス指数関係で率が各市町村変わっているかと思えます。

今回、当町の場合1.6%と3.2%とした理由でございますけど、和 water 町のラスパイレス指数が103.2ということで出てますので、基本的には3.2%一律全職員するということで当初は考えておりましたけど、1級の職員については、まだ給料等が安い、10万台等の職員がほとんどでございます、1級すべての職員をすると3.2%すると、逆に逆転する職員も中には何名か計算してみると出てきますので、そのへんをなるべく逆転しないように、級で差をつけておまして、その1.6、通常3.2%する予定との半分ということになりますけど、給料が少額ということと、職員組合との交渉の中で、半分程度、1級の職員だけは半分程度ということの要望等もございましたので、1級の職員については1.6%の半分ですと、ずっと全職員3.2%とした場合との差が80万程度出てくるということになりましたので、そのへんを三役・特別職あたりでカバーしてもらえならということで、町長等にも御相談申し上げまして、御協力を、御協力というか承諾いただきまして、一応この案を出してる状況でございます。以上でございます。

○議長（多賀勝丸君）

町長 坂梨豊昭君

○町長（坂梨豊昭君） これまで合併をいたして、職員も相当削減いたしております。よって、今大変職員も忙しい状況になってきておるわけでございますので、そういう我々合併したところは努力をいたしておりますので、今回、国からのそうしたことに関しては、非常に歯がゆい面がございますけれども、そういうもう2年以上になります、3.11、それが発生したと同時に1,200万もの義援金を和 water 町民のそういう支え合い、温かい気持ちを伝えたところでもございますし、そしてまた、職員も積極的に手を挙げて、本当に他の町村をはるかに超える十数名、現地に支援に行った、そういう気持ちもございます。そして、今回また更に職員組合の皆さんの考えも理解

をいただいて、今回御提案をいたしておるような状況でございます。

○議長（多賀勝丸君）

8番 高巢泰廣君

○8番（高巢泰廣君） 格差を、大変この聞いてみますと、1級、2級以上、そのへんの分かれた部分は、給料の低い方々に対する配慮というようなことでございますので、非常にいろいろ検討されて、影響が極力及ばないような措置をとられているのかなという思いがしているところで

す。
いずれにしても、職員の皆さん方、給料が来年の3月分までは一時的に減少するというようなことでございますので、大変厳しいかと思えますけれども、このへんはひとつ乗り越えていただいて、しっかりと頑張ってくださいと思います。

配慮ある対応もなされておりますので、そのへんについては非常にいいことではないかなと。特にこの5%、管理職のカットというあたりでカバーされている部分、そして、若い人たちの給料が極力減らないような配慮、このへんあたりは非常にいい措置ではなかったかと思えます。終わります。

○議長（多賀勝丸君） ほかに質疑ありませんか。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第50号について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（多賀勝丸君） 起立多数です。したがって、議案第50号は原案どおり可決されました。

日程第6 議案第51号 平成25年度和水町一般会計補正予算（第2号）

○議長（多賀勝丸君） 日程第6、議案第51号「平成25年度和水町一般会計補正予算（第2号）」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

10番 杉本和彰君

○10番（杉本和彰君） はい、10番です。11ページの教育委員会費、役務費で初めて聞いた言葉なんですが、筆耕翻訳料っていうんですか、総務課長から若干は説明があったんですが、詳しい説明を求めます。

○議長（多賀勝丸君）

学校教育課長 坂本誠司君

○学校教育課長（坂本誠司君） 杉本議員の御質問でございますけど、教育委員会議を定例会を12回、臨時会を大体最低2回、その後、3回ぐらいの臨時会を予定があると思います。その分をテープを録って議事録を正確に記録したいということで、3月のときもちょっと述べておりました、議事録が十分でなかった部分もございましたので、十分と、失礼しました、議事録を更に細かくする必要があると思ひまして、今回の補正で計上したところでございます。大体1時間当たり、1回当たり3時間ぐらいの会議時間を予定しておるところでございます。以上でございます。

○議長（多賀勝丸君）

10番 杉本和彰君

○10番（杉本和彰君） 今、課長から答弁がありましたように、私も非常に3月議会の時に不満を持ったんですね。そのときの答弁もそうでした。自死というのがあったのに、その部分はほとんど議事録にない。ないんですよ。教育長が一言しゃべった、それのみしかない。人1名が亡くなるとするのに何もほかに記載がない。

ついでに言いますと、町から県に提出してある報告書ですね、それもほとんど見えないんですよ。黒い線だらけで。何を言いたいかというと、せつかくこれだけ、67万5,000円も出すんだったら、あんまり黒線ばかりじゃ、ちょっと町民に対して失礼ですよ。あれは個人情報だけじゃない所まで消してあるもん。町民に対してのやつも県に対する報告書もですよ、これだけ金を使うんだったら、あまりにも隠し事、隠し事ということではいけないと私は考えます。

一般質問ではございませんので、そこらへんの答弁も求めますが、その次の事務局費です。ここに費用弁償というのが、大変少ない金額が入っております。あえて金額は言いません。事務局費に、これは私は井上副町長にお伺いしたいんですよ。私はここに大幅減額が入るとるも思っていました。報酬のカットとか。

何でこれを言うかということ、12番議員のときだったかな、一般質問のときに、まだまだ調査する必要があるとか、まだはっきりわかっとらんとか言われたんですよ。マスコミへのファックス、第三者委員設置までいった経緯、今度の本会議でも非常に一般質問になっております。学校建設費の問題、まだまだあります。

ついでに言わせてもらうんだったら、この前、答弁のときに、町には公平委員会なんてないという答弁がありました。新年度予算に計上してるじゃないですか。委託したでしょう。だから、そこらへんがこう、懲罰委員会できちんと議論をしてない。だってですよ、町民の不信や疑惑を招くような不祥事、これは町の条例ですよ。あつとるでしょう。3月のことですよ。今6月ですよ。それがまだ結論ができないなんて。だったら、一步間違うと副町長が決裁印ば押しとったかなと思ったですもん。ファックス問題。ばってん、一課長がそういう権限がないのは、これは総務課長、わかるですよ。課長権限ではマスコミとかに報道できないですよ。ましてや、中身が議会自体を軽視した発言、表現。あれはあくまで町長まで否定しとる文章ですよ。執行部を否定する、議員も否定しとる文章ですよ。そういう文章を、現物があってですよ。私はマスコミから当時ぼろくそ言われてますから。あなたはそれをなぜ認めたのかって。だから何て言ったかということ、日本語では虚偽の報告ですよ。教育委員会がやつとるのは。課長名で出しとる

のは。虚偽の報告だったら、総務課長、すぐわかるでしょう。これはどういう罰か。全然とそこらへんが議論してないじゃないのかと。これは総務課長よりも、トップは副町長ですね、懲罰委員会は。

どうもですね、言いたいことはまだいっぱいあるんですけど、まず今のところで答弁を求めます。

○議長（多賀勝丸君）

副町長 井上國雄君

○副町長（井上國雄君） 杉本議員さんの質問に答えたいと思います。

前回の、先日の一般質問でも答えましたけれども、やはりあれが発覚してから、事前に1回話をし、そして、正式な懲罰委員会ということを開きをいたしました。そのときには、関係する2名の方に来ていただいて、内容の真実を知りたいという部分もありましたので、このへんの事情聴取みたいなことをやったところでもございます。

議員さん指摘のとおり、非常に時間がかかっているのも大変申し訳なく思っております。その後、また学校の問題等々も含めて議論をしておりますけれども、なかなかそういう回数をするあれが今日まで延び延びになっておりますことも、非常に自分の中でも歯がゆく思っておりますけれども、頭の中ではいつも、どうしたらいいか考えてはおります。

総務課長といろいろ話をする中で、そういう二つの事件、事件といえますか、そういう不祥事みたいなことが一緒に懲罰委員会の中で議論をされるのかどうか、そのへんも県あたりに聞く必要があるなということも議論をしているところでもございます。もう少し時間をいただきたいと思っております。お許してください。

○議長（多賀勝丸君）

総務課長 今村裕司君

○総務課長（今村裕司君） 公平委員会のことについて補則申し上げます。公平委員会については、町の場合、県に委託しておるということで、県への委託料として予算を計上している状況でございます。県の人事委員会のほうに委託をしているということです。

今回のいろんなそのファックスの件、第三者委員会の設置の検討についての懲罰の処分の件でございますけど、今、教育長がおっしゃられましたように、はっきり言って幾つか重なっている状況でございますので、いろんな面からちょっと今。

（自席より発言する者あり）

はい。懲罰の件なんですけど、ファックスの件、中学校の自死の件等が重なっております、そのへんでどういうことで、どういう面で判断して処分等を検討するかということ、今、委員会等で検討している状況でございます。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

10番 杉本和彰君

○10番（杉本和彰君） まだまだ時間を要するとか県に聞くとか言われましたけど、地方公務員法の第29条に書いてあるでしょう。もしも坂本課長が誰かに決裁を持ってったら、その人も、さ

つきも言いましたけど。大体私は、こういうことは本会議では質問したくありませんので、私は事前に副町長には話はしとります。それなのに、本会議で言わんならば動いてくれないというのは、非常に悲しいです。

だって、町の条例を見れば書いてあるでしょう。その種類に応じたらどういう処分というのは条例に書いてありますよね、総務課長。でしょう。ですよ。本当に本会議でこれは言いたくなかったんですよね。私は両方に股かけてますんで、その倍に質問できるとですけど。

例えば、建設では、すみません、坂本課長は、これは誰かの決裁をとってますか。もしとってたら、その人もですよ、だからさっき言うた事務局費の減とか言ったんですけど。もしも彼が独断でやってたら大変でしょう。いかがですか。

○議長（多賀勝丸君）

副町長 井上國雄君

○副町長（井上國雄君） 杉本議員さんのほうから、以前確かに聞きました。その後、即、議員さんのほうからこういう話があったということは、係と話はしております。それと、本当、時間も経っておりますが、申し訳なく思っております。今後、早めに、早急に、しかしあまり早急、急ぎすぎると、非常にまた変な結果が出るかもしれませんけども、やはり、慎重の上には慎重を期して議論をしてまいりたいと思います。

○議長（多賀勝丸君）

学校教育課長 坂本誠司君

○学校教育課長（坂本誠司君） 決裁ってことでしょう。流す、お送りするときには、こう流しますということは、訂正といいますか、そのファックスは送りたいということは申し上げております。

（「誰に」と呼ぶ者あり）

当時、教育長もおりましたので、流しますということはお断りをして流したところでございます。以上です。

○議長（多賀勝丸君） 杉本君、3回ですが、答えがはっきりなっておりますのでもう一回許します。

10番 杉本和彰君

○10番（杉本和彰君） はい、そう言われると思って一応二股かけて質問しておりました。

だから、今言われたように、はっきりと教育長という名前が出ましたので、だから、この事務局費の大幅減額というのを、それしかないけんですね。ということをお思っております。

先ほども言ったように、町民の不信、疑惑、非常にこれで出たんですよ。マスコミ、新聞にも、テレビですね。テレビ報道がありました、実際。ですよ。ほかの町の職員さんとか地域に与える影響、非常に大きなものがあったんですよ。それなのにまだ調査をせんで。

普通その、普通、課長名では文書はなかなか出さないですよ、軽微なもの以外は。それさえ違反でしょう、副町長。違反でしょう。いっぱい違反がありますよね。地方公務員法。これをなんで、どこがまた調べなんというのが。ですよ。

さっきも言いましたように、こういう問題を本会議で言うべきじゃないから、事前に解決してほしかったんですよ。どうも町の条例さえ見てあるはずですよ。失礼ですけど思うわけですよ。条例に照らし合わせればいい話、あの中には地方公務員法が第何条とか書いてありますので、我が国の法律、ですから、さっきみたいにわざわざ県に聞くとか、そういうことじゃないはずでしょう。各課長の職務権限をみんな条例には書いてありますよね。

さっきも言いましたように、議会全体も軽視しとるけど、町長も非常に軽視した文章ですよ。そして、いまだにしてこんな。本当は自らっていうところも必要かなっていうぐらいのことですもんね。

そんならはい、次にいかせてもらいます。そのすぐ下の学校統合事業費、約19億円を言うつもりではないんですが、この土地購入費の場所、目的をお示してください。

○議長（多賀勝丸君）

建設課長 杉本章一君

○建設課長（杉本章一君） 11ページの10款学校統合事業費の土地購入費のお尋ねでございます。

学校建設事業につきましては、三加和地区は来年4月、また、菊水地区におきましては、平成27年4月開校に向け、現在、事業を進めています。これまで土地購入につきましては、三加和地区約7,000平米、菊水地区が約7万平米それぞれ購入をしております。今回、土地購入費で273万6,000円計上しております。これは三加和地区1筆、菊水地区3筆、合計4筆の購入費で計上しております。この土地は、三加和地区、菊水地区とも学校建設の地区内の土地でございますが、相続の関係で、相続登記がすぐにできない、登記が遅れるということで購入できませんでした。ただ、工事の了解は得ておりますので、造成工事は進めています。

今回、提案の理由でございますけど、この4筆の相続の手続、つまり、相続登記が完了する見込みができましたので、今回提案をしております。また、予算を計上しております。

内容でございますけど、まず三加和地区、東側のグラウンドの奥の田んぼ、面積505平米、買収単価が田んぼの場合、平米あたり2,754で購入してありましたので、今回も同じ単価で購入いたします。買収価格が138万8,750円となります。それから、菊水地区、西側の第二グラウンドの周辺の山林3筆です。面積が1,347平米、買収単価、山林の場合平米当たり1,000円で購入してあります。ということで、買収価格は134万7,000円、合計しますと273万5,750円となります。ということで、土地購入費で予算を計上しております。

それと、下のほうの補償金につきましては、菊水地区の立木の補償金で、今回1万6,000円計上しております。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

10番 杉本和彰君

○10番（杉本和彰君） これなんで質問したかといいますと、土地購入がこれ最初19億とか言いましたけど、土地購入を始めた段階のときに、ある町民の方から苦情を言われました。「役場っていう所は、登記をせんでも金払っとるもんな」って。実際、学校教育課では、登記をする前に、実質、金払っとつとですか。

○議長（多賀勝丸君）

学校教育課長 坂本誠司君

○学校教育課長（坂本誠司君） 記憶では、登記ができてから払ってるというふうにはいずれも思ってますけれども。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

10番 杉本和彰君

○10番（杉本和彰君） そう言われれば、私は固有名詞は使いませんので、私はちょっと当事者からそういうふうに言われましたので、質問させていただきただけです。そこらあやふやだったかもしれない。何かの行き違いがあったのかもしれないです。

これはさっきも言いましたけど、教育委員会はもうちょっとしっかりせないかんですよ。どうもこう、町民の信頼なくしよるですよ。私は、だから個人攻撃になるから言いたくなかったんだけど、ただ、本当に前向きに大事なポジションなんですから、教育という。頑張ってください。終わります。

○議長（多賀勝丸君） 答弁いいですか。

（「いいです」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑ありませんか。

7番 小山 暁君

○7番（小山 暁君） 観光資料のことについてお尋ねいたします。ページ10ページです。

ページ10ページの7款の商工費の中の2の観光費ですね。52万5,000円計上してあります。この事業は、説明によりますと、県の補助金を受けて、町の観光宣伝とイベント参加の旅費に充てたいというような内容になっていたと思いますが、今回、この事業の執行に当たりまして、町の観光協会とのそういった連携プレーといいますか、すり合わせあたりができていますかどうか、ちょっとお尋ねいたします。

○議長（多賀勝丸君）

経済課長 坂本政明君

○経済課長（坂本政明君） 今、小山議員さんの質問でございますけれども、観光費ということで、今回、52万5,000円計上されております。これにつきましては、全国市町村会が主催します「町市・村市2014」というものの出展につきまして計上しているところでございます。

これにつきましては、内容につきましては、商工会とか観光協会には話をしながら進めている状態でございます。以上でございます。

○議長（多賀勝丸君）

7番 小山 暁君

○7番（小山 暁君） 課長、確認しますが、観光協会や商工会のほうには連絡をとって、この事業は進めているというふうに理解していいですか。

そうしますと、その旅費は今回の事業費の中に入っているかどうかをお尋ねします。

○議長（多賀勝丸君）

経済課長 坂本政明君

○経済課長（坂本政明君） はい、この旅費につきましては、その関係者の出張旅費ということで計上させていただいております。

○議長（多賀勝丸君）

7番 小山 暁君

○7番（小山 暁君） 今回、あえてこの観光振興につきましてお尋ねしたのは、この種の事業、観光PR事業やイベントの事業等につきましては、これまで毎年のように企画をされまして、大阪や広島等にも出向いていっておりますけれども、観光青年隊として出向いていっておりますけれども、今までは観光協会はほとんどこれにはタッチしてなかったんですよ。そうでしょう。実際、我々も行つとりますからわかるとるわけですよ。だから、それが今どがんたつとどだろうかなど。どうしてもそのへんが見えてきませんもんですから、同じ町で観光振興しているのに、一番大事なその観光協会が入っていないのはどうだろうかということを、今までの事業の中でもちょっと感じましたので、今質問をしているわけでございます。

それで、従来はそれじゃ、町観光協会への参加要請あたりはしてなかったのですかね、そのへんをひとつ確認したいと思います。といいますのは、もう御案内のとおり、町では観光振興のために観光協会に200万補助してるじゃないですか。しかし、その分がその事業の中身がですよ、観光協会としての、また、町としての観光振興の中で、そういうタイアップして事業をしているという姿が見えてこないわけですよ。だから、一体どういう形でその観光振興をやろうとしているかというのが、私たちには目に見えてまいりません。それであえてこのことを質問したわけでございます。

要するに、町観光協会と一体となった町の観光振興策、観光行政をもっと積極的に前向きに対応していただきたいと。非常に観光事業の占めるウエイトというのは大きいと思うわけですよ。そういった意味で、ただ北部地区の観光連盟とか、そういった形でいろいろ話されますけれども、どうも実態が非常に薄いわけですね。だから、そのへんの取り組みにつきましても、今後どのように観光振興を観光協会と一緒に進めていこうと考えているのかお尋ねいたします。

○議長（多賀勝丸君） 3回目ですのできっちりと答弁をお願いいたします。

経済課長 坂本政明君

○経済課長（坂本政明君） 今回の町市・村市の観光イベントにつきましては、地域の特産物、食品等それと伝統工芸と、地域のいろいろな物産等を用いまして、都会の方との交流ということで今回計画して、観光協会とタイアップしながら観光を計画しているところでございます。

観光協会等につきましては、町といたしましても、今後の観光振興にどのような形でいきたいということを、いろいろ考えながら進めていきたいと考えておるところでございます。

今回こういう事業をすることによって、今後、その観光協会とのタイアップしながら、町の観光資源の開発、それとそれに伴う外への発信を進めていきたいと考えているところでございます。以上です。

（「課長、もういっちょ抜けとりますよ。今まで観光協会に働きかけをしてきたですか。今ま

ではどういう対応をしてきたのかということ。観光協会とのそういった連携」と呼ぶ者あり)

すいません、観光協会との連携ですけれども、私が経済課長になりましてからは、今回が初めてするような形でございます。そういう形で、今のところ今回が初めての状態です。

(「今まではしてなかったということですね」と呼ぶ者あり)

はい。

○議長(多賀勝丸君)

12番 笹淵賢吾君

○12番(笹淵賢吾君) 今の件ですが、この予算計上というのは、県のほうからですね、熊本市町村のイベントということで、東京のほうに行って特産品を持って行って宣伝をするという形で、県からの予算とかきて、今回、どういう形で行かれるかというのは、ちょっと具体的にわかりませんので、そのへん質問したいと思います。

○議長(多賀勝丸君)

経済課長 坂本政明君

○経済課長(坂本政明君) この事業につきましては、全国市町村会が主張しているイベントでございまして、それに町がこのイベントにかたるとということで、県の市町村会につきましては、このイベントについての補助が、助成がされるということで、その助成を用いて今回の事業に参加したいと考えておる次第です。

○議長(多賀勝丸君)

12番 笹淵賢吾君

○12番(笹淵賢吾君) そうすると、東京でイベントがあるのに参加して、誰がどういうふうにして参加して、いつ行われて、しかもその、どういうことを特産品として、和水町としてはアピールをしていこうとしているのか、そういったところが計画としてきちっとあれば伺います。

○議長(多賀勝丸君)

経済課長 坂本政明君

○経済課長(坂本政明君) このイベントにつきましては、予定といたしまして、26年の1月に開催される予定でございます。町といたしましては、展示即売といたしましては、酒類とかお菓子、あとは土鍋、そのような形の展示販売を考えております。また、食堂出店につきましても今回考えているところでございます。小籠包とかいきなり団子、白いハンバーガーといろいろ商品がありますので、そのような形を考えておる次第でございます。

また、伝統工芸ということで、木彫りのラクショップ等もございますので、そのような形も合わせた計画で今回参加したいと考えている次第です。以上です。

○議長(多賀勝丸君)

12番 笹淵賢吾君

○12番(笹淵賢吾君) 東京に行って、いろいろアピールをするということはいいと思いますが、そのアピールした後、どういうふうにするのかその向こうの消費者の人ですか、展示に参加する人に対し

てつながっていくのかというのは、やっぱり基本的には大事なところだと思うんですね。だから、そういう面で具体的にもう少し詰めていって、そこらへんをやっぱりやらないと、ただ行ってイベントに参加しましたということだけでは、このように事業そのものが駄目だと思うんですね。そういう面でどういうふうに見えるか、お聞きしたいと思います。

○議長（多賀勝丸君）

経済課長 坂本政明君

○経済課長（坂本政明君） 行った後のことにつきましては、いろいろ行った内容等を精査して、実績報告なりを作成しながら、今後の展開につなげていきたいと考えております。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

12番 笹渕賢吾君

○12番（笹渕賢吾君） 11ページですが、先ほど、教育委員会の関係でありましたが、総務課長がさっき答弁された中に、先日、私が一般質問で公平委員会のことを取り上げましたが、公平委員会そのものに対する答弁は、町には委員会は設置してないけれども、県のほうの人事委員会に職員の処分について不服があれば申し立てることができるというような話、答弁がありました。これ、先ほどの答弁を聞きますと、この委員会の事務委託料として、町が県に対して37万円ですね、これ毎年同じように委託料として出してるわけですかね。そうしますと、ちょっと答弁がこの間とは違うなというふうに思うわけですね。やっぱり正確に答弁はしていただきたい。

要するに、こういう委託料を出してまできちっとやってるんだったらば、例えばその、処分された職員は、きちっと不服申立てをこの公平委員会にできるんだという、職員としての権利ですね、こういうのはやっぱり大事にしていくということと同時に、この間私が言いましたのは、地方公務員法の中に、市町村の中で条例で公平委員会を置くものとするというのがあるということはこの間言いましたよね。だから、やっぱり和水町が合併して不祥事ばかり起きてるわけですから、そういう面では処分も数多くあると。しかし、その処分については、不服だという職員もあると思うんですね。だから、そういうのに対してやっぱり、県のほうに行くのではなくて、町内にちゃんと条例の下で公平委員会を作って、その不服申立てに対して処理していくと。そういうのが私は大事だと思います。

やっぱり、合併して、本来は希望あふれる、夢ある和水町とか言いますけれども、そうなってない部分がたくさんありますよね。だから、そういう面でもきちっとした公平委員会を作るべきだというふうに思います。職員に対しては、きちっとそういうふうに委託をして県のほうにあるので、そういうふうに不服申立てがあればそちらのほうに行ってくださいということをきちっと話がしてあるかどうか、そこらへんも含めてお聞きをしたいと思います。

それから、土地購入費ですね、これが先ほど内容がありましたが、どうしてもこういうふうに広がっていくというのが実情だと思います。それから、補償金が立木ということで1万6,000円出てますが、先ほどありましたが、今ごろになってなぜこういうのが出てくるのかというふうだと思うんですね。もう去年の、24年度で大体立木補償というのは終わってたかと思うんですねけれども、今になってこういうのが出てくるというのはどういうことなのかということでお聞きをした

いと思います。

○議長（多賀勝丸君）

総務課長 今村裕司君

○総務課長（今村裕司君） 公平委員会の件なんですけど、県に委託しておりますんで、委託料としては通常の公平委員会の県への委託料は2万円程度、年間2万円程度だと思います。今年度、委託料が37万程度上がっている部分については、昨年、24年の6月に処分をしました会計職員からの不服申立てが県の人事委員会に出ていますので、それに関する人事委員会関係の経費が若干かかっていますので、今年度、25年度は37万程度上がってますけど、通常の公平委員会の委託料としましては、2万円程度だったかと思います。

懲戒処分をした職員に対しては、処分をされてから60日以内には、県の人事委員会のほうに不服申立てをすることができるという文章も一緒に処分書の中に付けて、処分説明書を交付して行っておるところで、処分された職員が不服であれば、県の人事委員会のほうに、処分された日から60日以内に不服申立てをすれば、それが県の人事委員会で検討されるということになってます。今、県の人事委員会に対しまして、不服申立てを出している前回の処分職員に対して、ずっと今、まだ継続的に審議が続いている状況でございます。

それから、公平委員会の設置ということでございますけど、置くものとするということですけど、なかなかその人選等、今、県の人事委員会のほうの審理の委員さん等は、弁護士さんとか、それなりの方が何名か入ってらっしゃるみたいで、そのへん等に対する人選等はなかなか難しいので、委員会の設置等も考えんといかんのかと思うんですけど、県の人事委員会のほうに委託しているからいいとは申しませんが、委員の選任等がなかなか難しいから、町では難しいんじゃないかと私は思っています。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

建設課長 杉本章一君

○建設課長（杉本章一君） 学校統合事業の補償金の1万6,000円のお尋ねですけど、何で今ごろかと。何で今ごろが正解なんです。と言いますのが、登記の今回菊水地区で3筆ほど相続登記ができなかったから今度登記を行います。登記ができないと立木補償もできません。そのために今回提案をしているということです。

○議長（多賀勝丸君）

12番 笹淵賢吾君

○12番（笹淵賢吾君） 立木補償の場合は、今回の分について、登記の分についてのことですね。じゃあ、今まで22年、23年とか24年とかありましたけれども、その分については完全にもう補償は終わってるということですね。

それから、総務課長の答弁ですが、公平委員会を町で作るのは、弁護士さんとかいろいろ人選が難しいということですけども、私は、作ることによってこういった不祥事が合併して起きてくるという中では、独自の調査をして独自でまちづくりにもつなげていくと、そういう水準を引き上げていくということが私は大事だと思うんですよ。何でもかんでもその県のほうにお願い

をすることだけでやっていっても、これはいくら経っても不祥事にならない、改善できないというふうになるかと思うんですよね。だから、そういう意味では、是非公平委員会を設置するように検討していただきたいというふうに重ねて言っていきたいというふうに思います。

それから、先ほど、処分についてですが、戒告ですね、それから口頭注意ということについてのその不服申立てということでは、あまり表面に出てこないというか、県のほうまで行ってまではというふうになるかと思うんですよ。しかし、ずーっとやっぱり気持ちはずっとあるわけですよ。しかも、ほかの職員さんもそういうのもあるかと思うんですよ。だから、こういうのはやっぱりよくないと。そういう意味でも、町に公平委員会をきちっと作って処理していくと。その前に、懲罰委員会での処分そのものが本当に妥当なのかどうかというのを、やっぱり真剣に議論して決定をしていただきたいというふうに思います。

これは一般質問でも同様の質問で、この後、言いませんけれども、学校統廃合事業で今回、土地購入費が273万6,000円ということで、先ほど担当課長から説明がありましたが、私はこれまで一貫して学校建設については、町民の希望から、願いから外れていると。場所的にはやっぱり番城グラウンドはよくなかったと。それが建設費の増額につながっている部分も多くあります。そういう面では、今回のこの補正予算の増額ということについても、反対の表明をしておきたいというふうに思います。

○議長（多賀勝丸君）

町長 坂梨豊昭君

○町長（坂梨豊昭君） 今、笹淵議員さんから、公平委員会といいますか、そういうことを町独自で設置する必要があるというようなことでございますけれども、そうした事例が以前ないような取り組み、それが基本的に大事だろうと思っております。やはり、相談を受ける、そういう窓口は町でもいっぱい掲げて、相談し得るような状況をしなけりゃいけないと思いますけども、判断せなんということになると、やはり第三者的な、そして、いろんな専門的な知識が必要でございますので、町でそういう公正・公平委員会、そういうことを設置し、そのことがちょっと現時点においては、私自身は考えておりません。

ですから、そういうことがないように、そういうふうにする必要がないような、今後、しっかりと職員教育なり、また、いろんな町民の方々に不安・不満を抱かせないような行政執行、そうしたことに関してしっかり取り組まさせていただきたいと思っております。以上です。

○議長（多賀勝丸君） しばらく休憩いたします。

休憩 午前11時21分

再開 午前11時35分

○議長（多賀勝丸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑ありませんか。

1 番 蒲池恭一君

○1番（蒲池恭一君） 9ページの2目、農業総務振興費の中で、19節の負担金補助及び交付金、農業基盤整備促進事業1,455万、これについてちょっと詳しく、総事業費並びに地区とか、そこからへんまでお教えいただければと思います。

○議長（多賀勝丸君）

経済課長 坂本政明君

○経済課長（坂本政明君） それでは、蒲池議員の御質問にお答えいたします。

農業基盤整備促進事業ということで、今回1,455万を計上させていただいております。これにつきましては、生産効率を高める競争力ある攻めの農業を実現するためにということで、農地の大区画化、汎用化等の基盤整備により、農地の集積を加速化し、農業の構造改革を推進するということでこのような事業を進めているものでございます。

事業の内容としましては、大坪地区4.9ヘクタール、それと岩地区4.8ヘクタールの補助の区画整理を行った地区で、排水不良による耕作に支障を来しております箇所を暗渠排水の整備するものでございます。

総面積ということで9.7ヘクタールで、総事業費が1,455万ということで、定額補助ということで実施するものでございます。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

1番 蒲池恭一君

○1番（蒲池恭一君） すいません、これは暗渠排水ですね。僕は基盤整備と思ってましたんでお聞きしましたけども、暗渠整備はこれ、100%ぐらい出る事業でしたかね。それで理解しとってよろしいです。はい、わかりました。ありがとうございました。

○議長（多賀勝丸君） ほかに質疑はありませんか。

13番 庄山忠文君

○13番（庄山忠文君） 11ページの、さっきも出ました土地購入費の三加和の土地、田ですね。現在、まだこの埋立とか工事には入っていないというふうに思いますが、この後、これが整理した後、これは拡張という形になるかと思いますが、その点お尋ねしたいと思います。

○議長（多賀勝丸君）

建設課長 杉本章一君

○建設課長（杉本章一君） おっしゃるとおり、拡張になりますね。

○議長（多賀勝丸君）

13番 庄山忠文君

○13番（庄山忠文君） その場合、拡張やった、その埋立という時点で、砂利、砂等も搬入せないかんというふうに思うわけです。その場合、今現時点で、私、昨日、一般質問でもちょっとこのグラウンドのことを申し上げましたが、グラウンドの今現時点の野球グラウンドの横のほうに、相当小積んであります。砂がですね。それを埋め上げるのか、どういう形でのこの方策をやっていくのか。私は、ただこの現場にそういう山砂がありながら、非常に危険な場所でもあるし、また、そこの中に木の根っこ等も現在あります。非常にこう、危険度もあるということで、今、こ

の購入後、その砂山とかそういうやつをちょうど処分するのかなというふうに思っておりましたものですから、これがどういう形で今後やられるのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（多賀勝丸君）

建設課長 杉本章一君

○建設課長（杉本章一君） 現在の野球をして、部活でしているグラウンドが、表面は石が多くて、あまり野球がうまくできない状況なんですよね。今度埋め立てる所は、もうある程度土のほうばよく選んでやりたいと思っております。今あるのもちょっと流用はしたいと考えておりますけど、そのへんも土の状態を見て考えていきたいと思っております。

というのが、野球場の場合が、上まで埋めてありますので、個人的な意見としましては、10センチぐらい山砂しても、雨が降ったら、圃場整備のときすぐ石が出てくる状態がありますけど、あんな状態になりますので、ある程度慎重にやっていきたいと考えております。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

13番 庄山忠文君

○13番（庄山忠文君） じゃあ、私はちょっと安全上のことでお尋ねをしておるわけでございます。今ちょうど野球グラウンド、これは関連ですから、この予算とはちょっと方向が変わるかもしれませんが、野球コート、今現時点の野球コート、わかりますか、グラウンドありますね。そして、コートがありますね。その横に相当小積んであります。そして、そこの中でも根株等が相当あります。大きな根株等が。こういうような大きな根株等もそのまま現時点であります。そういうところで、一応子どもたちも野球の練習もやっているわけですよ。そういうことで、この廃土関係も昨日ちょうどいろんなことで申し上げましたが、危険状態にあると私は思っております。それを本当に、ここで土地購入後、これを使うならば、それはもうそこに埋めるから、そこはきれいになるわけですね。しかし、これをそのまま使わないということになれば、まだ危険度が増すということでもありますから、今後の対応あたりもどうなるかなというふうに思っておりますので、その点をお尋ねをしたいと。その今現時点での小積んである状態、木の根っこ、株端等の排除と。

○議長（多賀勝丸君）

建設課長 杉本章一君

○建設課長（杉本章一君） そういった箇所は早めに対応したいと考えております。明日3時に現地にちょっと行く用事がありますので、よく現場を見て、特に、ちょっと私、根株があるのは気がつきませんでしたけど、根株等は早く処分をして、やはり見た目というのもありますので、危険性、見た目、早くちょっと処分をしたいと思っております。以上です。

○議長（多賀勝丸君） ほかに質疑ありませんか。

2番 豊後 力君

○2番（豊後 力君） ちょっと1点だけお伺いをしたいと思います。

これは9ページですね、9ページの戸籍住民基本台帳費、この中で住居手当20万9,000円ありますが、この住居手当について、1回私は一般質問の中で質問をさせていただきましたが、この

要件、このへんをちょっと、もう一度お願いしたいと思いますが。

○議長（多賀勝丸君）

総務課長 今村裕司君

○総務課長（今村裕司君） 豊後議員さんの御質問にお答えします。

住居手当の要件は、現在は、アパート等に住んでいる職員に対して、一部補助が出ている、その家賃のですね、家賃に対して一部補助が出ている分が住居手当になります。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

2番 豊後 力君

○2番（豊後 力君） 差し支えなければ、その代金の負担行為で、最高がどしこという基準があると思うんですが。それと、町内・町外問わずにこれは出されておるのか。また、世帯主の、これは職員であれば世帯主でなくても出るのか。そのへんまでよございますか。

○議長（多賀勝丸君）

総務課長 今村裕司君

○総務課長（今村裕司君） 最高額はちょっとはっきりしたことはわかりませんが、2万7,000円ぐらいは出ているかと思えます。最高でですね。町内・町外問わず出ております。世帯主どうのこのじゃなかったと思えます。契約、アパートの場合、契約者が職員だったらその契約者のほうに、職員に出てるということになっているかと思えます。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

2番 豊後 力君

○2番（豊後 力君） これで3回目だと思いますので。

まず、町内・町外、町内で何名の方、町外で何名という数字がわかれば、ちょっとお願いしたいと思えます。

それと、町営住宅の場合でも住居手当が出るのか。最低で、じゃあ月額家賃が幾らで最高がこれだけというような、こういった取り組みはありますか。ただ、今聞きましたところ、上限が2万7,000円ということで、私も、逆の立場だとすると、じゃあ、アパートに住まれた方々がですよ、固定資産税は払わんでもいい。仮に親から受け継いだ居住すれば、必ず固定資産税、そういったもろもろの税金もかかるわけですから、このへんで1回質問をさせていただきましたけれども、じゃあ、町内・町外、数字が把握できればお願いしたいと思えます。

それからまた、アパートにおるということで、今、契約された方で判断をしてるということですが、そのへんもちょっと詳しくよろしく願います。

○議長（多賀勝丸君） 最後ですのできちっとお願いいたします。

総務課長 今村裕司君

○総務課長（今村裕司君） 大変申し訳なりですけど、町内・町外の人数等は、ちょっと今ここに資料を持ち合わせておりませんので、人数はちょっとわかりません。後で御報告したいと思います。

町営住宅に入居、職員が入居した場合は、金額は1万1,000円超える部分に対しては出るとい

うことになっているみたいですので、町営住宅に入居しても出るようになります。

それから、アパート等に入居した場合の契約者の件ですね。職員の名前で契約しとけば、その職員に手当が出るということになります。ちょっと細かい計算式が宙に覚えておりませんので、幾らからいくらが幾らということに、ちょっとなれませんので、そこへんのこともちょっと後で御報告したいと思います。大変申し訳ございません。以上です。

○議長（多賀勝丸君） ほかの質問ですか。

2番 豊後 力君

○2番（豊後 力君） それじゃ、町長にお尋ねします。

我が町は定住促進を非常に幅広く声をかけております。是非とも職員におかれましては、なるだけ町内に定住をしていただくように重ねてお願いして最後の質問とします。

○議長（多賀勝丸君）

町長 坂梨豊昭君

○町長（坂梨豊昭君） なるだけ町内管内に居住、生活を営んでいただくようお願いしたい気持ちでございます。しかし、住むことに関して強制はできないわけでございます。やはり、職員住宅手当というか住居手当ですかね、そこらへんもやはり今日の制度が本当にいいものであるのか、そこらへんもやはり今、いろいろ職員に対する数々の手当、それは職員としての請求、要求する権利はありますので、そうしたことに関しては、職員自ら、やはりなるだけ常に職場での仕事だけじゃなくて、やはり、日曜・土曜も地域の住民と一緒にいろんな消防、婦人会、いろんな団体との交流をしながら、そして、それぞれの地域の区役、それから文化活動ありますので、一緒にそこらへんも活動して、やはり地域の雰囲気、声をしっかり聞いてくれるような認識を持ってもらうように指導してまいりたいと思います。

○議長（多賀勝丸君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第51号について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（多賀勝丸君） 起立多数です。したがって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第52号 平成25年度和水町国民健康保険事業会計補正予算（第1号）

○議長（多賀勝丸君） 日程第7、議案第52号「平成25年度和水町国民健康保険事業会計補正予算（第1号）」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(多賀勝丸君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(多賀勝丸君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立よって行います。

議案第52号について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(多賀勝丸君) 起立全員です。したがって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第53号 平成25年度和水町簡易水道事業会計補正予算(第1号)

○議長(多賀勝丸君) 日程第8、議案第53号「平成25年度和水町簡易水道事業会計補正予算(第1号)」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(多賀勝丸君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(多賀勝丸君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立よって行います。

議案第53号について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(多賀勝丸君) 起立全員です。したがって、議案第53号は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第54号 和水町過疎地域自立促進計画の変更について

○議長(多賀勝丸君) 日程第9、議案第54号「和水町過疎地域自立促進計画の変更について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(多賀勝丸君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(多賀勝丸君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立よって行います。

議案第54号について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（多賀勝丸君） 起立全員です。したがって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

日程第10 同意第5号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（多賀勝丸君） 日程第10、同意第5号「人権擁護委員候補者の推薦について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長 坂梨豊昭君

○町長（坂梨豊昭君） 同意第5号について説明申し上げます。

人権擁護委員候補者の推薦について。人権擁護委員の候補者として、次の者を推薦したいので、議会の意見を求める。平成25年6月14日、和水町長。

住所は和水町下津原3239番地、氏名、永田満子。昭和26年2月11日生まれでいらっしゃいます。

提案理由といたしまして、法務大臣に人権擁護委員の候補者を推薦するときは、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める必要がございます。これが議案の提出する理由でございます。どうぞよろしく御同意いただきますようお願い申し上げます。

○議長（多賀勝丸君） これで提案の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

同意第5号について、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（多賀勝丸君） 起立全員です。したがって、同意第5号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第11 同意第6号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（多賀勝丸君） 日程第11、同意第6号「人権擁護委員候補者の推進について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長 坂梨豊昭君

○町長（坂梨豊昭君） 同意6号について御説明申し上げます。

人権擁護委員候補者の推薦について。人権擁護委員の候補者として次の者を推薦したいので、議会の意見を求める。平成25年6月14日提出、和水町長。

住所は、和水町竈門556番地の1でございます。氏名、中村精也。昭和27年4月15日生まれていらっしゃいます。

提案理由、法務大臣に人権擁護委員の候補者を推薦するときは、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める必要がございます。

先ほど、御同意いただきました永田満子氏においては、再度お願いをいたすものでございます。今回、今御説明申し上げます中村精也、この春まで有明消防消防長でおられた方でございます。どうぞよろしく御同意お願い申し上げます。

○議長（多賀勝丸君） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

同意第6号について、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（多賀勝丸君） 起立全員です。したがって、同意第6号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第12 報告第1号 平成24年度和水町一般会計繰越明許費繰越計算書について

○議長（多賀勝丸君） 日程第12、報告第1号「平成24年度和水町一般会計繰越明許費繰越計算書について」を議題とします。

本案について説明を求めます。

総務課長 今村裕司君

○総務課長（今村裕司君） 報告第1号、平成24年度和水町一般会計繰越明許費繰越計算書について御報告申し上げます。

これは、地方自治法施行令第146条第1項の規定によりまして、平成24年度一般会計の歳出予算を次のページのとおり繰越処理をいたしましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。次のページをごらんください。

内容は4事業、総額としまして2億513万1,000円を翌年度へ繰越するものです。財源と内訳としまして、国県支出金が1億480万3,000円、地方債が9,090万円、一般財源が942万8,000円となっております。

1番目の団体歩道整備1億200万円は、国の地域臨時交付金事業により事業を行うもので、農業基盤整備促進事業分及び農業水利施設保全合理化事業分の繰越事業となります。2番目のグリーンツーリズム推進事業483万1,000円は、緊急雇用創出基金事業で、補助金を受けて実施してい

る事業で、平成25年3月から1年間実施することとなっていることから、繰越となります。次に、3番目の町道維持管理事業260万は、町道の維持管理において、舗装を計画的に実施するための路面性状調査委託料の繰越事業となります。4番目の学校統合事業9,570万円は、菊水区域小中併設型校舎等建築工事設計業務の委託料の繰越事業となります。

以上が内容となります。この繰越明許費計算書につきましては、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、翌年度の5月31日までに繰越計算書を調製し、次の議会において報告することとなっておりますので、ここで報告いたします。

以上、簡単ですが、報告1号の報告を終わります。

○議長（多賀勝丸君） 本案について質疑はありませんか。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で報告第1号「平成24年度和水町一般会計繰越明許費繰越計算書について」の報告を終わります。

日程第13 報告第2号 平成24年度和水町一般会計継続費繰越計算書について

○議長（多賀勝丸君） 日程第13、報告第2号「平成24年度和水町一般会計継続費繰越計算書について」を議題とします。

本案について説明を求めます。

総務課長 今村裕司君

○総務課長（今村裕司君） 報告第2号です。平成24年度和水町一般会計継続費繰越計算書について報告をいたします。

これは、地方自治法施行令第145条第1項の規定によりまして、平成24年度一般会計の継続費の予算を、次のページのとおり繰越処理をいたしましたので報告するものでございます。

次のページをごらんいただきたいと思います。内容は、学校統合事業の1件で、平成24年度継続費の予算現額が1億9,180万円でありまして、平成24年度支出済額及び支出見込額が1億6,978万円となり、翌年度繰越額は2,202万円となります。財源内訳は、国県支出金が465万5,000円、地方債が1,640万円、一般財源が96万5,000円となります。

事業内容としましては、三加和区域小中併設型校舎建設管理業務管理委託事業でございまして730万円、三加和区域小中併設型校小学校校舎建築工事が846万円、三加和区域小中併設型校小学校屋内運動場建築工事が626万円となります。この継続費繰越計算書につきましては、地方自治法施行令第145条第1項の規定により、翌年度の5月31日まで継続費繰越計算書を調製し、次の議会において報告することとなっておりますので、ここで報告いたします。

以上、簡単ですが、報告第2号の報告を終わります。

○議長（多賀勝丸君） 本案について質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、報告第2号「平成24年度和水町一般会計継続費繰越計算書について」の報告を終わります。

日程第14 報告第3号 平成24年度株式会社ロマン館の決算報告について

○議長（多賀勝丸君） 日程第14、報告第3号「平成24年度株式会社ロマン館の決算報告について」を議題といたします。

地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、株式会社菊水ロマン館の決算状況は、先般行われた全員協議会の報告に代えさせていただきます。

日程第15 報告第4号 平成24年度株式会社肥後元気村の決算報告について

○議長（多賀勝丸君） 日程第15、報告第4号「平成24年度株式会社肥後元気村の決算報告について」を議題とします。

地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、株式会社肥後元気村の決算状況は、先般行われた全員協議会での報告に代えさせていただきます。

日程第16 陳情等の常任委員長報告について

○議長（多賀勝丸君） 日程第16、陳情等の常任委員長報告についてを議題とします。

常任委員会に付託した陳情等について、委員長から委員会審査報告書が提出されました。

総務文教常任委員長から、審査の経過と結果について報告を求めます。

総務文教常任委員長 古閑修一君

○総務文教常任委員長（古閑修一君） 総務文教常任委員長の古閑でございます。ただいまから、本委員会に付託されました陳情等の審査結果について報告をいたします。

まずはじめに、継続審査について報告をいたします。平成24年7月27日受付、受付番号161号、国宝船山古墳出土品記念展示館の設置を求める要望書については、趣旨採択です。その理由としまして、慎重に審査を重ねました結果、要望の趣旨については十分にできるわけでございますが、財政の事情等から見まして、当分の間は本意を実現するのは厳しいのではないかと結論に至ったことを申し添えておきます。

次に、本6月定例議会において付託されました請願等の審査報告をいたします。

受付番号63号、平成25年5月20日受付の、学校建設事業に関する要望書については、採択です。

以上で、総務文教常任委員会に付託されました請願等の審査報告を終わります。

○議長（多賀勝丸君） 委員長の報告を終わり、これから委員長報告に対する質疑を行います。

受付番号第161号、国宝船山古墳出土品記念展示館の設置を求める要望書を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(多賀勝丸君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。本件に対する委員長の報告は趣旨採択です。

受付番号第161号、国宝船山古墳出土品記念展示館の設置を求める要望書は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(多賀勝丸君) 起立全員です。したがって、受付番号第161号、国宝船山古墳出土品記念展示館の設置を求める要望書は、委員長報告のとおり趣旨採択とすることに決定いたしました。

受付番号第63号、学校建設事業に関する要望書を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(多賀勝丸君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(多賀勝丸君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。本件に対する委員長の報告は採択です。

受付番号第63号、学校建設事業に関する要望書は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(多賀勝丸君) 起立全員です。したがって、受付番号第63号、学校建設事業に関する要望書は、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

日程第17 閉会中の継続審査について(建設経済常任委員会)

○議長(多賀勝丸君) 日程第17、建設経済常任委員会の閉会中の継続審査についてを議題とします。

建設経済常任委員長から、委員会において審査中の事件について、会議規則第75条の規定によって、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶもの多数)

○議長(多賀勝丸君) 異議なしと認めます。したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

日程第18 議員派遣について

○議長(多賀勝丸君) 日程第18、議員派遣についてを議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第128条の規定によって、閉会中の議員派遣申出があります。

お諮りします。閉会中の議員派遣については、委員長の申出のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶもの多数)

○議長(多賀勝丸君) 異議なしと認めます。したがって、閉会中の議員派遣については、委員長から申出のとおりすることに決定いたしました。

日程第19 閉会中の継続審査について(議会運営委員会)

○議長(多賀勝丸君) 日程第19、議会運営委員会の閉会中の継続審査についてを議題とします。議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、本会議の会期日程と議会の運営に関する事項について、閉会中の継続審査申出があります。

お諮りします。委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶもの多数)

○議長(多賀勝丸君) 異議なしと認めます。したがって、委員長から申出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

先ほどの質問の中で、答弁漏れがございました。

税務住民課長 豊後正弘君

○税務住民課長(豊後正弘君) 小山議員の質問に対し答弁漏れがありましたので、お答えいたします。

後期高齢者、町の支援金ということで、平成23年度が約5,620万、それから、平成24年度が6,580万、約950万ほど増加している状況でございます。それから、75歳以上の被保険者数申し上げますけれども、これは後期高齢者の連合会より試算した人数でございました。実績が平成23年、24年と出ておりますので申し上げます。

平成23年度の人数が2,554名、それから、平成24年度、2,568名、14名の増加ということでございます。以上です。

○議長(多賀勝丸君) これで本日の日程は全部終了いたしました。

6月定例会の閉会に当たり、一言ごあいさつ申し上げます。

去る6月14日以来7日間、議員各位におかれましては、熱心に審議を賜りまして厚くお礼申し上げます。また、会議を通じて議事進行に各位の御協力を得ましたことを重ねてお礼申し上げます。

町執行部におかれましては、成立しました各議案の執行に当たって、適切なる運用をもって進められ、町政の発展のため一層の努力をお願い申し上げます。これをもちまして閉会のあいさつといたします。

これで平成25年6月和水町議会定例会を閉会します。御起立願います。

お疲れでございました。

閉会 午後0時15分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

和水町議会議長

署名議員

署名議員